

内閣参質九一第五号

昭和五十五年三月二十八日

内閣総理大臣 大平正芳

参議院議長 安井謙殿

参議院議員秦豊君提出國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 一般的には、定期異動の時期に、最高裁判所に訟務担当の検事として適當な人物を推薦してもらい、本人の承諾を得た上で、必要な人数の訟務担当検事を採用している。

(2) 適當な希望者があれば、弁護士の中からも採用することがある。

(3) 昭和五十五年三月一日現在において裁判官出身者は五十・七二パーセント、その他は四十九・二八パーセントであり、弁護士出身者はいない。

(4) 及び(5) 法曹一元の制度とは、一般的に、「裁判官は弁護士となる資格を有する者で裁判官としての職務以外の法律に関する職務に従事したもののうちから任命することを原則とする

制度」(旧臨時司法制度調査会設置法(昭和三十七年五月十一日法律第百二十二号)第二条第一項第一号参照)とされているが、我が国においては、この制度が実現されるための基盤となる諸条件、殊に法曹人口の飛躍的増加、弁護士の地域的分布の平均化、裁判官の待遇の画期的改善等が不十分であるため、現在なおその実現をみるに至っていない。

(6) 日本弁護士連合会の同意、了解は不要である。

(7) 及び(8) 裁判官、検察官、弁護士は、司法修習生の時期において相当期間、裁判所、検察庁、弁護士会でそれぞれ裁判官、検察官、弁護士の実務を修習しなければならないこととされており、これによつて、法曹三者は相互に他の職務を経験できることになつてゐる。

## 二について

(1) 別表記載のとおりである。

(2) 小川英明参事官が指定代理人となつてゐる事件はない。

### 三について

指定代理人は、適正な事務処理を行うことを要求されるが、小川英明参事官が指定代理人としての適格性に欠けるとは考えていない。

なお、御指摘の文書は、新東京国際空港公団が、業務資料として作成したものであり、これを新空港用地の買収及び取用手続の経過の概要を立証する書証として提出・維持することが、指定代理人としての適格性に欠けるものとは考えない。

### 四について

(1) 個人的なことであるので承知していない。

(2) 承知していない。

(3) 小川英明参事官が法務省訟務局に配置されたのは昭和五十三年四月一日であり、内定した

のもそのころであるが、成田空港建設事件の指定代理人になることを前提に配置されたもの

で  
は  
な  
い。  
。

別表

## 東京地方裁判所民事第三部係属事件

(昭和五五年二月二五日現在)

番号	事 件 番 号	事 件 名	当 事 者
1	昭五三(行ウ) 一六三	土地所有権確認等請求	原告 潮田喜一ほか三名 被告 国ほか一名
2	昭四〇(行ウ) 八三	鉱種名変更の確認及び登録取消等請求	原告 日本磨料工業株式会社 被告 仙台通商産業局長ほか一名
3	昭四二(行ウ) 六一	新東京国際空港工事実施計画の認可処分等取消請求	原告 石橋政次ほか一三五八名 被告 運輸大臣
4	昭四五(行ウ) 二〇一	異議申立て下処分取消請求	原告 株式会社東京放送ほか三名 被告 郵政大臣
5	昭四六(ワ) 五一四八	土地所有権確認請求	原告 後藤秀生 被告 国ほか二名
6	昭五二(行ウ) 一八	農地買収無効確認等請求	原告 大川堅一郎ほか二名 被告 国ほか一名

14 昭四九行(ウ)	13 昭四五行(ウ)	12 昭四四行(ウ) 昭五三行(ウ)	11 昭五四(ワ) 一〇九 四〇	10 昭五四行(ウ)	9 昭五三行(ウ)	8 昭五二行(ウ)	7 昭五二行(ク)	八〇 行政処分執行停止申立
三	三七	史跡指定処分取消、損害金請求	土地返還請求	不作為の違法確認請求	漁業許可処分制限条件取消請求	原告 小泉英政ほか一名 被告 国ほか一名	原告 蛇島遠洋漁業生産組合ほか一名 被告 農林水産大臣	申請人 蛇島遠洋漁業生産組合ほか一名 被申請人 農林水産大臣
保育所運営費国庫負担請求	行政処分取消請求	原告 朴永順 被告 文部大臣、国	原告 株式会社瓢屋 被告 東京陸運局長	原告 若月市太郎 被告 国	原告 西巻正一 被告 東京陸運局長	原告 小泉英政ほか一名 被告 国ほか一名	原告 蛇島遠洋漁業生産組合ほか一名 被告 農林水産大臣	申請人 蛇島遠洋漁業生産組合ほか一名 被申請人 農林水産大臣
被告 国	原告 千葉稔	原告 朴永順 被告 文部大臣、国	原告 株式会社瓢屋 被告 東京陸運局長	原告 若月市太郎 被告 国	原告 西巻正一 被告 東京陸運局長	原告 小泉英政ほか一名 被告 国ほか一名	原告 蛇島遠洋漁業生産組合ほか一名 被告 農林水産大臣	申請人 蛇島遠洋漁業生産組合ほか一名 被申請人 農林水産大臣

22	昭五二 (行ウ)	21	昭五二 (行ウ)	20	昭五三 (行ク)	19	昭五二 (行ウ)	18	昭五一 (行ウ)	17	昭五一 (行ウ)	16	昭五一 (行ウ)	15	昭五〇 (行ウ)
昭五二 (行ウ)	三六〇	国籍確認請求	還送処分取消等請求	在留資格取得不許可処分にもとづく執行停止	申立 立	原告 金	邦 彦	原告 金	茂	子ほか二名	原告 宋	春	東	被告 社会保険庁長官	権太残留者帰還請求
被 告	國	原 告	福 井 武 生	被申立人 法務大臣	被告	原 告	福 井 武 生	被告	法 務 大 臣	被告	伊 藤 清 二 郎	原 告	金 有 植	被 告	原 告 嶽 壽 甲ほか三名
被 告	國	原 告	シャビロ・エヌテル・華子	被申立人 法務大臣	被告	原 告	福 井 武 生	被告	法 務 大 臣	被告	法 務 大 臣ほか一名	原 告	金 有 植	被 告	原 告 嶽 壽 甲ほか三名

							23 昭五二(行ウ) 三六六	新聞記事閲讀不許可処分取消請求	原告 福井武生
							24 昭五三(行ウ) 一〇五	行政処分無効等確認請求	原告 関原ノリ
							25 昭五三(行ウ)	国籍確認請求	被告 杉山悦子ほか一名
							26 昭五四(行ウ) 二五	損害賠償等請求	被告 國ほか一名
							27 昭五四(行ウ) 三四	障害児養育年金不支給決定取消請求	原告 安島敏市
							28 昭五四(行ウ) 四一	建物表示登記申請却下決定取消請求	被告 上村治夫
							29 昭五四(行ウ) 四八	障害年金請求却下処分無効確認等請求	原告 東京都杉並区長
30 昭五四(行ウ) 五五	弁済供託申請却下処分取消請求						被 告 石井嘉三男	被告 東京法務局渋谷出張所登記官	被告 厚生大臣
							原 告 口石武司	原 告 石井嘉三男	原 告 厚生大臣
							原 告 ホシ産業株式会社	原 告 東京法務局供託官	原 告 厚生大臣

38 昭四〇 (行ウ) 一一〇二	37 昭三九 (ワ) 二五五四	36 昭五四 (行ウ) 一五三	35 昭五四 (行ウ) 一四五	34 昭五四 (行ウ) 一三四	33 昭五四 (行ウ) 一三一	32 昭五四 (行ウ) 一〇〇	31 昭五四 (行ウ) 七九	原告 丁慶一 被告 法務大臣ほか一名
								原告 岸峯吉 被告 社会保険庁長官
								原告 森末義雄 被告 内閣総理大臣
								原告 佐藤義隆ほか一名 被告 村井丑子 原告 社会保険庁長官 被告 株式会社太平洋テレビほか一名 原告 岡本工務店 被告 王子税務署長

46 昭四五 (行ウ) 七九	45 昭四五 (行ウ) 七八	44 昭四五 (行ウ) 同右	43 昭四五 (行ウ) 七八	42 昭四五 (行ウ) 七五	41 昭四五 (行ウ) 八	40 昭四五 (行ウ) 二六二	39 昭四三 (ワ) 四〇二六	昭四二 (行ウ) 二二八	昭四三 (行ウ) 二五四
								国税犯則取締法第二条に基づく差押許可状の取消等請求	国税犯則取締法第二条に基づく差押許可状の取消等請求
								原告 朝銀東京信用組合 被告 国ほか四名	原告 朝銀東京信用組合 被告 国ほか四名
								原告 北辰商品株式会社 被告 日本橋税務署長	原告 北辰商品株式会社 被告 日本橋税務署長
								原告 大谷運輸株式会社 被告 江東東税務署長	原告 大谷運輸株式会社 被告 江東東税務署長
								原告 田園都市開発株式会社 被告 杉並税務署長	原告 田園都市開発株式会社 被告 杉並税務署長
								原告 李 淳 達 被告 淀橋税務署長	原告 李 淳 達 被告 淀橋税務署長
								原告 李 淳 東 被告 下谷税務署長	原告 李 淳 東 被告 下谷税務署長
								原告 李 淳 碩 被告 下谷税務署長	原告 李 淳 碩 被告 下谷税務署長

47	昭四五(行ウ)	八〇	同右				原告 李淳徳	
48	昭四五(行ウ)	一九〇	相続税更正処分等取消請求				原告 川本豊子ほか四名	被告 下谷税務署長
49	昭四五(行ウ)	二三六ない	更正決定処分取消請求				原告 岡島次郎	被告 浅草税務署長
50	昭四六(行ウ)	一八八	法人税青色申告承認取消処分等取消請求				原告 レイモンド不動産株式会社	
51	昭四八(行ウ)	九〇	所得税賦課決定取消請求				被告 世田谷税務署長	
52	昭四九(行ウ)	一〇一	国家賠償等請求				原告 リチャード・デイ・スチュワート	
53	昭五〇(行ウ)	一一一	更正処分取消請求				被告 麻布税務署長	
54	昭五〇(行ウ)	八〇	更正決定取消請求				原告 氏原茂ほか六〇名	
			被告 国				被告 重本アサコこと三根谷アサコ	
			原告 貫井一雄				原告 麻布税務署長	
			被告 東村山税務署長				被告 東村山税務署長	

55	昭五〇 (行ウ)	一六一	所得税課税処分取消請求	原告 宮本圭助 被告 常井産業株式会社
56	昭五一 (行ウ)	二六	法人税更正処分等取消請求	原告 水戸税務署長ほか一名 被告 芝税務署長
57	昭五一 (行ウ)	三二	課税処分取消請求	原告 土田光雄 被告 足立税務署長
58	昭五一 (行ウ)	三九	裁決取消等請求	原告 根岸邦三九 被告 足利税務署長ほか一名
59	昭五一 (行ウ)	六九	保全差押処分取消請求	原告 豊田摩耶子 被告 東京国税局長
60	昭五一 (行ウ)	一八二 一九九	参加差押処分取消等請求	原告 東日貿易株式会社ほか一名 被告 国ほか一名
61	昭五一 (行ウ)	九七	行政処分取消請求	原告 西沢拓三 被告 八王子税務署長



70 昭五二(行ウ)	五三 稅務更正決定取消請求	原告 富士恒産株式会社 被告 中野稅務署長
71 昭五二(行ウ)	五六 法人稅更生処分等取消請求	原告 山形屋興業株式会社 被告 大宮稅務署長ほか一名
72 昭五二(行ウ)	二九九 法人稅青色申告承認取消処分等取消等請求	原告 三洋石油株式会社 被告 四谷稅務署長
73 昭五二(行ウ)	三〇五 青色申告の承認の取消処分の取消請求	原告 小池 サタ 被告 萩窪稅務署長
74 昭五二(行ウ)	三一二 所得稅更正処分及び過少申告加算稅賦課決定 処分取消請求	原告 長谷川 吉雄 被告 四谷稅務署長
75 昭五二(行ウ)	三三一 課稅処分取消請求	原告 株式會社中央設備商會 被告 淀橋稅務署長
76 昭五一(行ウ)	七 差押処分等取消、相続稅債務不存在確認請求	原告 小川 嘉吉 被告 国ほか一名
77 昭五三(行ウ)	七三 所得稅更正処分取消請求	原告 坂田 健一 被告 武藏府中稅務署長

78	昭五三(行ウ)	一一二	同右
79	昭五三(行ウ)	一一六	法人税等課税処分取消請求
80	昭五三(行ウ)	一二九	相続税更正処分等取消請求
81	昭五三(行ウ)	一三一	相続税更正処分取消請求
82	昭五三(行ウ)	一五九	法人税更正処分取消、法人税更正処分無効確認請求
83	昭五四(行ウ)	一〇五	修正申告無効確認等請求
84	昭五四(行ウ)	一一〇	法人税更正処分等取消請求
85	昭五四(行ウ)	一二一	所得税更正決定処分取消請求

93 昭五四(行ウ)	92 昭五四(行ウ)	91 昭五四(行ウ)	90 昭五四(行ウ)	89 昭五四(行ウ)	88 昭五四(行ウ)	87 昭五四(行ウ)	86 昭五四(行ウ)
八四 課税処分取消請求	八一 租税債務不存在確認請求	七一 法人税更正処分等取消請求	四五 行政処分取消請求	三八 所得税更正処分等取消等請求	三三 法人税更正処分等取消請求	三〇 贈与税決定処分取消請求	二三 贈与税決定処分等取消請求
原告 被告	原告 被告	原告 被告	原告 被告	原告 被告	原告 被告	原告 被告	原告 被告
赤羽淳一郎 豊島税務署長	熊沢重治 八王子税務署長	檜不動産株式会社 淀橋税務署長	原告 金子秀男 被告 国ほか一名	原告 天龍株式会社 被告 江東西税務署長	原告 ネドロイド株式会社 被告 麹町税務署長	原告 八王子税務署長	原告 赤羽淳一郎 被告 豊島税務署長
根本一雄 小石川税務署長	根本一雄 国	株式会社総合医学会 國	原告 被告	原告 被告	原告 被告	原告 被告	原告 被告

94	昭五四(行ウ)	一〇三	所得税更正処分等取消請求	原告 山崎博通 被告 西新井税務署長
95	昭五四(行ウ)	一一三	行政処分取消等請求	原告 藤嶋守 被告 世田谷税務署長
96	昭五四(行ウ)	一二三	過誤納金還付請求	原告 常井産業株式会社 被告 国
97	昭五四(行ウ)	一四一	法人税更正処分取消請求	原告 東邦開発株式会社 被告 八王子税務署長
98	(行ウ)	九 同 右		原告 株式会社麗日土木建設 被告 青梅税務署長